

岩倉使節団が携帯した「耶蘇書類」について
再考

——岩倉使節団と宗教問題へその五——

山崎 渾子

A Study of Yaso-Syorui Carried by the Iwakura Mission on Their World Tour: The Iwakura Mission and Religion < 5 > _____

I had the opportunity to study again the early Meiji Government's anti-Christian policy, when I was asked by Humani-syobó Company to make a catalog of Yaso-Syorui (Government Documents on Japanese Christianity. Microfilms of these documents were published in 1994). The Iwakura Mission carried these Yaso-Syorui on their world tour.

Since Japan opened its doors to the West in 1854, the Edo Bakufu was forced to allow Westerners to worship freely as part of treaty port concessions. But the Edo Bakufu maintained their prohibition on Christianity. By 1859 churches, and schools were opened by the missionaries in Yokohama, Edo and Nagasaki. In 1865 descendants of Japanese Christians from Urakami in Nagasaki made contact with Fr. Petitjean, a French Catholic missionary. Then they declared themselves Catholic and rejected the allegiance to local Buddhist temples.

In 1867 sixty-eight Christians were arrested on orders of the Edo Bakufu, tortured and forced to reject Catholicism. This incident immediately aroused the foreign Christian society and the news was carried abroad. This is the so-called "Uragami-yonban-kuzure".

The collapse of the Edo-Bakufu and the installation of the new regime did not bring any basic change of policy towards Christianity. The Meiji Government reissued "Gobōno-Keiji", the old prohibition of Christianity as an evil "Jyasyūmon". In 1870, 3,384 Uragami Christians were ordered to be exiled into 22 "Han", domains in Japan. Again the foreign community was inflamed and remonstrated with members of the new government.

Ōkuma Shigenobu, and Kido Takayoshi who was later to be one of the vice-ministers of the Iwakura mission, had been involved at first hand in the Christian problem. This brought them into conflict with Western diplomats like Parkes and the French, English, American and Dutch ministers. The Japanese Government tried to explain its point of view by arguing that this was a domestic problem and that the local Christians were breaking Japanese law and inciting animosity and civil disturbances.

The Christian problem continued to cause tension between Japan and the foreign powers up to 1871, the year of the departure of the Iwakura Mission.

一 「耶蘇書類」について

この度、国立公文書館所蔵『岩倉使節団文書』の「原稿」「原案」がマイクロフィルム化され刊行（ゆまに書房、一九九四）されることになった。筆者は微力ながらそこに収録されている「耶蘇書類」の目録作成と解題を担当したが、紙数制限により触れられなかった部分が多かったので、それを補ってまとめたのが本稿である。後部に「耶蘇書類」目録を入れたが、この目録および本論の年月日は書類に沿ってほとんど旧暦のまま用いた。

「耶蘇書類」は、「耶蘇一件始末」一冊と「耶蘇一件書」三冊の計四冊（一）から成り、目録の符号によって岩倉使節団が携帯した書類の「第七」番目のものと推測される。文書内容の日付が慶応三年から明治四年三月頃までになっているので、明治四年十一月の岩倉使節団出発数ヵ月前までのキリシタン関係文書であることがわかる。

「耶蘇書類」の典拠についてであるが、これらは明治四年頃に始まる記録所に保存編集された「公文録―異宗徒之部」や「太政類典―教法」の文書を中心に必要なものが選択され、ある部分がまとめられたり、そのまま筆写されたりして集成されたものであろう。どのような書類が取捨選択されたかを見るためには、明治七年に外務大録坂田諸遠らによって編集開始された「続通信全覽」宗教門「浦上耶蘇宗徒処置一件」二七や、明治十一年刊行開始の「大日本外交文書」によって確認することができる。この二冊に見当たらない文書が、いくつかあったがごく少ない。例えば第四冊目の最後に収録されている文書は、宛名・日付がなく不明だが、漢字以外は片仮名で統一されて記されている点

が、この「耶蘇書類」文書と異なる。岩倉使節団帰国後に整理・筆写された他の書類の字体に酷似しているので、後で付加されたのかもしれない。

耶蘇書類各冊の編集様式を見ると、一冊目の「耶蘇一件始末」⁽³⁾は、他の三冊と異なる所がある。それは表題に「始末」という言葉が付けられてあるようにキリシタン問題の顛末を略述していることである。よって全体の中でも、最も古い事件から最新の情報までを含むもので、他の三冊と同じ事件を含む部分もある。また、旧幕府時代から新政府に引き継がれた問題として、その経緯の説明から始まっているのも特徴である。まとも方は簡略で、この問題が岩倉使節団出発前に解決しなかったためか、最後部などは数件の新しい事件・情報を付加しているに留まっている。

これに対して他の「耶蘇一件」第一―第三の三冊は、キリシタン問題の具体的事件・情報を報告している文書の中から、いくつかが選択され、それがほぼ時代順に項目をたてて集録されている。目録はついている部分と無い部分がある。岩倉使節団として、概略よりもこれら具体的報告書の方を望んだことになろう。

四冊全体について見ると、字体の様子から複数の人による筆写作业によつてできあがったことがわかるが、用字は平仮名と片仮名混用で、「続通信全覽」や「大日本外交文書」などの史料とつき合わせて見る限り、第一冊目の略述部分を除けば、一史料から意図的に省略されたり、削除された形跡もなく、取り上げた史料の原文をそのまま正確に筆写している。目録は、外国関係事項に対して、一段下げて国内関係事項を書くなど、区別しやすくなっている。

二 幕末と耶蘇一件

さてここでは、『耶蘇書類』の内容そのものについて触れておこう。そもそも〈耶蘇一件〉とは何であったのか。その昔慶長年間渡来したキリスト教は、秀吉支配下嚴重に処せられ壊滅したはずであったと説き起こしている。⁽⁵⁾ところが開国以来、居留地を中心に諸外国公使と共にキリスト教宣教師が再来した。長崎にもカトリック宣教師ブチジャンらがやってきたが、大浦に天主堂を建立（一八六五年）したのをキツカケに、クリシタンの子孫と名の多くの男女が宣教師の所に現れ、⁽⁶⁾密かに、しかし明確に自らの信仰を表明し、礼拝にやって来るようになった。それに応えて宣教師も隠れて居留地外の村人を訪問教導するようになった。この動きが顕著になってくるのは、クリシタンたちが「死者を弔う」⁽⁷⁾時、仏葬を拒否し自葬を願い出るといふ大胆な行動に見られた。こゝした多数のクリシタンの出現は、役人や村人たちの驚きと反感を買い、訴えられ、ついに旧幕府は、慶応三年六月いわゆる「浦上四番崩れ」と呼ばれる六八名の浦上クリシタン総検挙を強行した。以後、彼らに対して牢内での尋問や苛酷な弾圧が始まったのである。

さてここでは、クリシタン「奪国論」「反徒観」について触れておきたい。『耶蘇書類』にもあるように、幕政の動揺期に乗じて大胆に行動を開始したクリシタンたちに対して、警戒心を持つようになった役人や一般人は、中央にも地方にも多く見られた。人びとにはクリシタンというと「二、三〇年前のポルトガル人教法を九州にひろめて大混乱を醸し天草島原の一挙より遂に大兵を動」⁽⁸⁾かしたことが昨日のように思い出されたのである。鎖国時代の教育の結果とも言えるが、同時に、アジア近隣諸国で展開されている列強の植民地争奪戦の風聞に対する不安と重ねて見ているとも言える。しばしば取り上げている例としては「僧官より事起り戦争いたし……安南」⁽¹⁰⁾国のことや、やはり宣教

師殺害がキッカケになった「朝鮮戦争」⁽¹¹⁾の例を引き出して、日本でも「洋僧を暗殺」⁽¹²⁾すべし、などという風聞があると指摘しながら警戒心を述べているが、この幕末・明治初期における警戒心はあながち外圧からの逃げ口上の答弁だけではなかつたにちがいない。

このような幕府に対して抗議をしたのがフランス公使ロツシユである。大坂城で徳川慶喜と談判をしたロツシユに少なからず期待をかけていたブチジャンらは、一八六七年八月ロツシユから次のような書簡を受け取った。「最近長崎にて発生せる事件を知り、私は急ぎ大君政府に対し、本件より生ずる忌むべき結果を阻止するための交渉を行いました。私は御老中の気持ち⁽¹³⁾が穩健かつ寛容であることを知り、心を打たれました……日本政府がこの際我々に与える善意の明白なる証拠を前にして、私がかつて閣下に対しかかる重要問題につき声を大にして申し上げたる忠告（居留地以外での布教活動は違法という日本政府の意見）⁽¹⁴⁾を思いだしていただきたく、このことは何度申しても十分すぎることはないと思います」と述べ、自葬を主張するキリシタンは、日本政府の定めた法の手続きを拒否したのであり、投獄されたのは当然、かえって日本政府は寛大であると賛美するロツシユの考えを伝えたのであつた。

忠告を受けたブチジャンは失望落胆し、政府に対してキリシタンたちは法に従うのを拒んだこともなく、挑発的でもなく、反乱者でもない。年貢支払を拒否したこともない⁽¹⁵⁾。ただ、あの人びとに（キリシタンであることの自由）を与えて欲しいと訴えた。以後、キリシタンたちは、終始一貫、命を賭して自らの信仰の主張を続けることになるのである。

こうした中で旧幕府は崩壊してしまつた。

三 維新政府とキリシタン問題

キリシタン問題を引き継いだ維新政府は、明治元年二月に、澤宣嘉を九州鎮撫総督として長崎に送りその任に当たさせた。

当時、ある宣教師は皮肉混じりにこのことについて手紙に書いている。「数日前に、天の子たるミカドから新しい総督が送られて来ました。彼自身も神々の血をひいています。……この新任者を見ることのできた日本人の言によると、彼の顔は彼の血管の中を流れている高貴な地位の痕跡よりも、窮乏生活と労働の跡を示しているとのことでした。……私は総督が教会と私を横目で眺めるのを見ましたが、彼が入りたそうでもなかったのです、彼のために門を開くことをしませんでした。……新しい政府が切支丹をどう考えているかは予想できませんが、彼らのことを忘れていないことは確かです⁽¹⁶⁾」と。

そして同年四月七日、五榜の高札によるキリスト教禁止が改めて掲げられた。そして旧幕府の残したこのキリシタン問題に対し、新政府は同月木戸孝允による嚴罰政策を決定した。続いて七月には浦上キリシタン一四名が三藩（秋津和野、福山）へ配流（政府は処罰ではなく教諭のための「移送」⁽¹⁷⁾と表現している）となった。

また同年五月頃より宣教師や信徒たちから、浦上や五島キリシタンらが虐待されているという訴えが外国公使らへもたらされた。幕末以来、旧幕府と親交のあったフランス公使ロッシュもその頃は退き、後任としてウトレイが当たっていた。他の公使らは明治維新以降、中立宣言を行い、戦況の様子を窺いながら、新政府からの好意を失うまいとしばらく静観していた。しかしキリシタンたちが虐待されているという情報が入るとイギリス、アメリカが中心となつ

てフランス、ドイツ、イタリアを誘い、共同行動作戦をもって、日本政府との談判を繰り返すようになった。

同年十一月九日政府は、邪宗門の「邪」の字をニカ条に分け、キリスト教と邪宗門を切り離し、処置も寛大にする
と約束をして外圧をかわそうとした。⁽¹⁸⁾ところでこの「邪」の字のことであるが、開国以来、旧幕府も「カトレーキ並
びにポルススタント(プロテスタント)等の宗門は素より不正邪道に無之段は洞察いたし居候」⁽¹⁹⁾と述べていた。しかし
簡単には祖法改定ができないままにあつたのだが、新政府はこれを巧みに用いて、同時に禁教政策を貫いたのであつ
た。そして諸外国公使団の抗議こそ「内政干渉である」と強く反論した。

その後諸外国公使団は、日本政府は条約を自己流に都合よく解釈して約束不履行、依然としてキリシタンたちは苛
酷な処置に苦しんでいることを再三抗議して来ることになる。⁽²⁰⁾それに対し政府は、常に寛大な処置を約束し、取り調
べた後の報告は、そのような苛酷な事実はなかつたと答えるのみであつた。このような両者間の(へくい違い)は続き、
ついには外国公使団自らが選んだ調査団を送ることになる。事実はどうであつたのか、この件については後に述べる
ことにする。

四 神道国教主義とキリシタン教論

『耶蘇書類』の中に「耶蘇教防壁之御処置振之儀ニ付教観案」⁽²¹⁾という文書が綴じられている。明治二年十二月二十
三日付けで澤外務卿および寺島外務大輔より三条実美宛の文書である。

今後の条約改正問題や各国公使との談判においても、耶蘇教を防止する備えが必要であることを説き、仏教を用い
て「耶蘇防壁の一器械」とすることを提案している。例えば「教則之大意」では、日本の土地に生まれたものは神が

みの子孫であるから氏神へ参らせること、という氏子帳のこと、また葬儀について「寛永年間島原一揆之後ヨリ宗門改ノ制厳ニ相立候モ一時切支丹ノ宗ヲ防クノ一策ニテ」それ以来仏僧の權威を増してしまひ弊害もあるが、この際にわかに変更するわけにもいかない、などと述べている。ここでは「教観案」「宣教使ヲ被為設候御布令書」「寺院へ御布告案」「宣布大教詔」「宣教使規則」、その他が提案されている。このようにキリシタン問題は、国内にあっては奪國論や反徒観だけではなく、祭政一致への動きに常に対立するものとして見られていたのである。

政府の命を受けてやってくる役人が流刑キリシタンを改宗させるために用いた話は、例えば次の様なものであったと言う。「大神宮を崇めなさい。イエスは学識のある人物で、西洋では立派なことをした。この頃には大したものではなく、何も知っていなかったヨーロッパ人の文明は、彼から始まったのである。西洋人が彼を崇拜するのは自然のことだが、彼は日本のためには何もしていない。日本は彼よりも一七、三〇年も前からあり、開けていた。したがって日本人にとって、大日本の創立者や守護者を崇めずにイエスを崇拜するのは罪となる」として、改宗を迫ったのであった。このような役人の説得は、鎖国期の排邪観とは異なり新時代に即した内容になっていることに気がつく。

当時、澤外務卿とオランダ公使との対話が此の文書の中に見えるが(目録マイクロフィルム・リール番号、D五〇号341、以下番号のみ記す)、「キリシタン配流」に関して次のようなやりとりがあった。オランダ本国からも今回のキリシタンへの処置に対して不満を伝えて来た。もし今後人民を移すことがあるなら、オランダが引き取りジャワかアラビヤへ遣わしたい旨本国は申し出ている。「蘭へ参候よりは耶穌を止め可申か又は蘭へ参候へ共耶穌を信用可致哉人情如何」と問うと、日本政府は、今はキリシタンも「新規の大地に馴れ悦び居」るし、遠く外国へ渡るのも望まないであろう、昔は二八万人ばかりが死罪になり、台湾へ移したこともあったが今は時勢も変わった、と返答している。

五 キリシタン問題に関する情報収集と実地調査

ここにあるキリシタン文書には、しばしば日本政府の答弁や約束事項が実状とは異なり、その約束不履行に対して、外国公使たちが激しく抗議している様子が記されている。このくい違いは、両者の問題に対する観点が異なり、各々の主張がかみ合わないところから生じている。これについては後に触れることにして、ここでは日本政府と外国公使団の情報収集と実地調査のいく例かをあげておこう。

日本政府は、外国公使団から指摘されて明治元年十二月二十九日「耶穌教徒事情調査の爲外国官判事山口範藏を長崎へ派遣」⁽²³⁾を決定、二年三月二十日「五島耶穌教徒苛酷の処置について更に取り調べる」⁽²⁴⁾ことを約束。同年四月五日取り調べたが事実なし、と伝えた。同年四月七日、五カ国公使らから「苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出」⁽²⁶⁾があつた。同年四月二十六日「虐待の風聞各国大使より申し越したるに付現地出張取調方指令」を再び決め、同年六月十三日「外国公使よりの申出のごとく苛酷ならざる旨報告」⁽²⁷⁾している。

ところで当時現地の実情をつかむために、日本政府はしばしば「密偵」⁽²⁷⁾を送つて情報を得ている。明治二年八月十七日「監督正上野敬介の浦上村付近、天主教の見聞覚書」、同年十月「探索仕候書付 浦上村異宗徒のもの」⁽²⁸⁾などで、主に宣教師や信徒らの行動を報告している。また明治二年十月、政府の顧問モンブランから「宗教政策」⁽²⁹⁾についての助言を得ている。この「耶穌書類」にも綴られているが、次のような意見であつた。信教の自由を説き、しかしこの思想はヨーロッパ諸国に古来からあつたのではないこと、それを忘れて外国公使たちは日本に内政干渉をしている、と指摘している。そして日本でも漸次、政教分離政策を取つていったら良いと勧めている。また、信教の自由も当面

「黙許」が良いこと、そして宣教師にみだりに日本人を宗教に引き込まないように注意すべきことなどを述べている。当時の日本政府のキリシタン政策がこの助言にほぼ沿ったものであることは興味深い。このモンブランに対し政府は、その後起こってくる浦上キリシタン総配流について、諸外国の理解を得るよう頼んでいる書類もここにある。⁽³¹⁾

こうした中で諸外国公使団は、明治二年十二月初、「浦上教徒を遠国へ移送」という浦上キリシタン三、〇〇〇余人を他藩へ移送するという知らせを、突然受け取った。驚いた諸外国公使たちは、まず移送中止の申入れをした。同年十二月二日英公使パークスに、「今度五島ヨリ帰り実ニ此事ヲ聞テハ驚人残念ニ存マス於東京是迄承ル処之趣トハ天地之違アリ」(C154)と言われ、同年十二月十六日「過日も寺島公へ申上候通昨年十二月中御遣之御書簡と此度之御書簡と大に趣意そご致し候甚驚愕いたし候」と言わせている。同年十二月三日「移送は……嘆願により四日となしたる旨」伝えた日本政府は、再び諸外国公使団と激しい談判を繰り返すことになる。⁽³²⁾ この間政府は、移送を中止すると約束したにもかかわらず、実際には三、〇〇〇余名の配流をこっそりと済ませてしまっていたのであった。

こうしてキリシタンや宣教師らの訴えることと日本政府の説明、約束との間に起こる(へくい違い)は、諸公使らの疑惑と不信感をつのらせ、外国公使団は、政府に再度「視察」を現地に送るよう要望した。これに対する政府の調査結果報告は、常に、噂のようなキリシタンに対する苛酷さは無いと否定の返答であった。このように相互の亀裂は深まるばかりであった。

当時、公使側が得ている情報には、次のようなものがあった。明治二年、五島のキリシタンたちが虐待されていることをくり返し伝える風聞書(B1251129、B0561074)や、また明治三年一月二十八日「或る西洋人より英国岡士へ差出候切支丹宗信仰の徒引移の節目撃有之候願末書」や、同年一月二十二日「独逸北部連邦代理公使提出の同国長崎領事館よりの見聞書」などの例が、和訳文となつてここに綴じてある。

さて、明治二年十二月二十七日、維新政府はキリシタン対策について、その本意とそれまでの経緯をまとめた「寛書」を、改めて諸外国公使団に送っている。この文書は、岩倉使節団が外交々渉上必要であったためか、「耶蘇一件始末」の甲号と「耶蘇一件」第一冊の最後にも組み込まれていて、「耶蘇書類」の中で、同一文書が二箇所にある唯一の例となっている。キリシタン問題についての政府の考え方、強調点をよく現している重要な文書であったことが窺われる。そこでこの文書の要点を以下に紹介しておこう。

日本政府はキリシタン処分に対して各国公使が不満に思っていることについて聞いたが、ここで弁明してその本意を伝えたい。

キリシタン処分の理由は、決して異宗信仰のためではない。条約を結んで以来、旧宗教法令を変更した。例えば人間の内心まで糾明するような踏絵は廃止し、その宗教思想までは詮議だてたりはしない。学校では宣教師を雇い、その国語を学ばせている。また宗教書と言えども売買も自由にさせている。

宣教師は、条約に反して内密に、または公然と我国民に教えを広め、金を与え誘引している。キリシタンらは外国の援助を約束するので安心し、徒党を組み、法を犯す。実は多くの場合、キリシタンの名目を使った賊徒らが隠れているのであり、逮捕の手から逃れている。

また天皇陛下の祖先である神社を穢したり、仏像を傷つけている。

明治元年十一月東久世中将の約束にもあるように、維新政府は旧政府の法のような苛酷な処置はしない。この度キリシタンを移したのは、宣教師の誘導を断つためであり、旅に必要な費用も与え、面倒を見、移住地でも住居を用意し、田畑を与え、過重な労働も要求せず、家族・妻子を同居させている。

二、三〇〇年前にもキリシタンのために、国家は倒され、国家の独立も立たない程になった。この度も、その危機

にある。締盟諸国がこの度の処置をもって不懇意と取るならば日本政府は遺憾である。我が政府も国際的友好関係を妨害するものを除いていくことを希望している。

宣教師が自国民の教化にのみ心を用い、条約の規則を守ってくれば、この度のように信徒を移住させる必要はなかった。

我國民が、宗教を学ぶのではなく、西洋の高い学芸・技術を研究し習うことを希望する。

というものであった。この結びの部分にある「宗教に非ずして貴國にて我に長せし学芸も伝授なし」というのが本音であり、両者間の（くい違い）もここから生じていったのである。

明治三年三月二十二日ドイツ公使は「グイゾト氏仏國外務執政たりし時各國交際に付記録したる書中抜粹⁽³⁶⁾」というものをも日本政府に提出している。これはヨーロッパ諸国における近年の宗教政策の諸例が記されているものであった。「トルコ国法下、キリシタン宗徒が嚴罰に処せられた時、英仏公使との交渉によりそれを改めさせた例」など、その他ビスマルクなどの名前も見える。この書類を岩倉使節団が持つて行ったところを見ると、使節は種々参考にしたのであろう。

これに対し諸公使らは、維新政府が旧幕府と同じように外国を軽蔑してはいけないこと、新時代の今こそ変わる時である、キリスト教を信じているからという理由のみで処罰してはならない、と抗議を繰り返しキリシタンの釈放を要求した。パークスは会談中に「西洋にては何神を信じても禁ぜぬ此節の事は例ば英学をなす者を軽蔑するは英國を軽蔑するに同じ事にて各國を軽蔑する道理に当ります⁽³⁷⁾」と述べている。

親日家で知られるアーネスト・サトウも、このような情報が新聞などを通じてヨーロッパに伝えられたら日本の立場は最悪になる、と忠告している。⁽³⁸⁾

そしてついにはイギリス公使より澤外務卿に、明治四年一月二十三日「御預耶蘇教徒取扱振視察方新潟在勤イギリス領事代理へ下命せるに付日本側よりも出張官員任命あり度旨等打合わせ」⁽³⁹⁾の要望が出された。移送されたキリシタンたちの生活がどのようなものか、実態調査を行うというものであった。そしてイギリス公使の側からは、新潟領事代理のジョーゼフ・ツループを派遣したいとの申し入れをした。これに対して政府は、慌てて政府側の視察者を巡察させ前もって調査をさせたり、日本側の視察者として水野良之⁽⁴⁰⁾をツループと共に同行させた。

調査結果を見ると、実態と政府の答弁の間には、やはり「事実そのの廉相見え」⁽⁴¹⁾とその差があつたことが記録されている。

この「耶蘇書類」には、ツループ側の簡単な報告が最後の方に入っている。それによると視察実行によつて明らかになつたことは、富山県での処遇が酷いものであつたことが報告されている。ツループ同行者水野良之の報告は、親子兄弟一家族分散御預けは良くないし、外国との対話に差し障るので改善を要すと申し入れをしている。

一方政府側が、単独で巡察させた楠本正隆⁽⁴²⁾や中野健明の詳細な報告はここにも入っているが、改善を約束した政府が、諸公使団の先手を打つて実情を調べ、処理をしようとしている詳細な報告はこの書類以外にもある。少なくともこの段階になつて、やっとキリシタン待遇改善の動きが出てくるのであつた。

六 配流地におけるキリシタン

外交交渉はともかく、当の配流されたキリシタンたちは、実際にどのような生活をしていたのであろうか。比較的穏やかな取扱いを受けた所もあつたようだが、「新天地に移り住み皆喜んでゐる」としか言わない政府の役人の報告

とは裏腹に、死者を出すほどの拷問と飢えの苛酷な生活を強いられ、改宗を迫られた所の方が多かったのであった。この時のキリシタンたちは、女性も男性も、老人も子供も、長い間の鎖国時代に受けた弾圧にもかかわらず、また當時の弾圧下にあっても、その近代的自己意識とその主張には力強い、めざましいものがある。

この問題についての実情を知るためには、この「耶蘇書類」だけでは、はなはだ不十分である。幸い、これに関する研究成果および史料などが、故片岡弥吉氏の業績およびその後継者としての純心女子短期大学長崎地方文化史研究所⁽⁴⁴⁾によって紹介されている。キリシタンたちの生きた体験を多く伝えるものであり、併せて読むことをお勧めする。

「耶蘇書類」の中心問題であるこの「浦上四番崩れ」の事件は、こうして幕末のキリシタン総検挙に始まり、維新政府の浦上キリシタン三、三八四人を総配流、そのまま明治六年まで続き、三月になってついに帰郷が許され釈放されたことに終わる。その時の帰郷者は一、九三〇人、それまでの死者は五六一人、改宗者は一、〇二二人であった。そしてこの年は、信教の自由が黙許された年であり、岩倉使節団帰国の年でもあった。

このように「浦上四番崩れ」から派生したこの外交問題を、維新政府の側から見た史料をもとに集成してあるのが「耶蘇書類」である。

この問題の他には、浦上・五島以外の地、例えば横浜居留地などでキリスト教活動をしている人びとについての探索報告⁽⁴⁵⁾や、その人びとが逮捕された記事⁽⁴⁶⁾（例えば清水宮内、二川一騰など）があり、いずれもカトリックのみではなくプロテスタント諸派宣教師たちと関係のあった日本人についての史料であり、それらがいくつか後部に付加されている。

七 岩倉使節団と「耶蘇書類」

さて岩倉使節団は、何故この文書が必要であったのか。今まで見てきたように旧幕府や新政府にとつて、キリシタン問題は開国以来、条約締盟各国から継続的に抗議を受けたやっかいな外交問題、いわゆる外圧の一つとなつていた。岩倉使節団出発前、全權大使岩倉具視はイギリス代理公使アダムスと会見した時、「この込み入った問題（キリシタン問題）についての発言を報告するのならば、貴国政府に、この発言を極秘条項として扱うべき旨お願いしてほしい」と言っている。使節団が歴訪する諸国との外交交渉において、できれば回避したい問題であつたのである。しかしこれまでの経緯を心得ておく必要からこの書類を携帯したのである。

新政府が掲げた岩倉使節団派遣目的は、明治二年五月宣教師フルベッキから大隈重信に提案された「ブリーフ・スケッチ」を基に作られたことは周知のことである。前記の⁽⁴⁸⁾ような両者対立状況下にあつて宣教師と政府役人とが、このような関係になり得たのが、この時代の特徴であるが、キリシタン信徒の属するカトリックとは異なるプロテスタントの宣教師であつたからとも言えよう。換言すれば、宣教師所属の各派によつて、日本における宣教方法の違いもあつたようである。またプロテスタント各派の宣教師たちは、当時、横浜その他開港地を中心として学校教育その他で大いに活躍していた実情もあつた。

このフルベッキ案の強調点の一つであつた宗教（キリスト教）視察という提案は、岩倉使節団の視察大項目からは削除されてしまつていた。削除の理由はまさにこの「耶蘇書類」が伝えている時代背景にある。即ち先述したように「日本政府の欲する所は、国民が西洋の学芸、技術を研究するにあつて、宗教を学ぶにあるのではない」と明言して

いるところからも判るのである。

さて先のフルベッキであるが、アメリカのキリスト教オランダ改革派教会の宣教師で、一八五九（安政六）年、来日以来、長崎や後に東京で布教のかたわら、英語、政治、経済、理学などを教えていたお雇外国人の一人である。この「邪蘇書類」中にもフルベッキから洗札を受け改宗した人物が逮捕された問題などが含まれている。⁽⁴⁹⁾ 明治三年三月十一日、この件を記している書類の欄外に「フルベッキは人を宗旨に惑わすものに非ずとの説あれ共相違なる事明白なり」と注意書きされている。⁽⁵⁰⁾

また長崎にあった済美館や致遠館における彼の門下生のうちには、大隈重信、大久保利通、副島種臣、伊藤博文らがあり、後にキリシタン問題で諸外国公使団と会談をすることになる政府代表らがいた。特に大隈は、後にそのころを回想して「余は自ら其の局に当たり各国公使との談判を為したる事ありしが、彼のフルベッキよりして学び得たるキリスト教の知識は、その時余に向かつて少なからざる利益を与えたり。余にしてもし其の知識なかりせば、或は漫にキリスト教は邪宗なり、魔法なり、との言語をもつて反対を試み、彼等各国公使をして日本政治家の無学無知を嘲笑せしめしや知るべからず（「大隈伯昔日譚」）」と述べている。

しかし、この件を当時のある宣教師は次のようにとらえている。「日本政府はヨーロッパ諸国の代表者との関係をどう考えているのでしょうか。同政府はこれらの国に文明を学ぶために行くなどと豪語したり、これらの国の産業や学問を取り入れているのに、これらの国の信仰をともしている者を投獄しています。奉行は宣教師に日本の通訳にフランス語を教えてくださいと言いながら、宣教師がフランスの宗教を教えた者を迫害しているのです」と言っている。⁽⁵¹⁾

八 日本の開国とキリシタン問題

ところでこの日本政府と諸外国公使間での（くい違い）は、様々な局面の問題をはらんでいる。第一には（キリスト教厳禁という鎖国）から（キリスト教を厳禁したままで開国）した矛盾が表出したこのキリシタン弾圧問題であった。万国公法を盾に近づく西洋列強と、日本の開国の問題である。第二に、岩倉使節団が最初の訪問国アメリカで出会う「人生ノ権」(Religious Freedom)の主張のように、命を賭して自己の信じるものを主張するキリシタンたちおよび時に誤解されるほどの活発な宗教活動を行った宣教師らの宗教的情熱と対立する為政者と信教の自由の問題や政教分離問題、第三に、ヨーロッパ諸国を歴訪して、その長い歴史の中から学んだ「法教寛恕」(toleration)の思想や「国教主義」に近い神道国教主義と国民教育の問題。第四の問題は、キリシタン問題について論じ合う日本政府代表と諸外国公使団との談判は、両文明の対立であり、さながら（東西文化の衝突）であった。キリスト教的西洋文化中心主義の利害をふりかざして迫る外国公使団と、国際社会に不慣れではあるが、伝統ある文化を背景とした東洋の知恵を主張しつつ、なんとか外圧に対抗しようとする日本の姿であった。第五の問題としては、誕生間もない維新政府にとつて、彼らを脅かす日本国内の対立勢力、不平不満をはらむ民の存在、その一例であるかつての島原・天草一揆のような、反徒としてキリシタンを捉えがちな警戒心があったこと。第六には、長い鎖国中に単純に根づいた国民の「キリシタン邪宗門観」に見られる偏見と差別の問題である。以上、これらの問題が岩倉使節団の体験を通してどのように（キリスト教解禁と近代日本の開国）に変貌していくのか、この大きな課題を問うているのが、「耶蘇書類」を含む「岩倉使節団文書」と言えるのではないだろうか。

九 岩倉使節団出発以後のキリシタン問題

最後に、「耶蘇書類」以外で、この「岩倉使節団文書」史料の中に散見できるキリシタン問題について触れておきたい。つまり使節団出発以後に起きたキリシタン問題についての史料である。「耶蘇書類」を持参した岩倉使節団は、この問題をできれば避けたかったし、取り上げるにしても極秘扱いで済ませたかった。しかし現実にはそうはいかなかった。フランス公使は、かねてから「耶蘇教徒問題と条約改正問題は密接な関係がある」と信教の自由化について日本政府を説得していたように、条約改正を第一目的として出発した岩倉使節団には、最初からキリシタン問題に対する抗議が向けられた。数例をあげると、使節団出発直前に起き、知らずに米国へ渡った岩倉らは、早速その責任を追及されることになった。「伊万里県下のキリシタン六七名が検挙された事件」⁽⁵³⁾とその件に続く報告書、そして島原キリシタン事件などが、「大使公信書」や「大使公信附属書」に見られる。

また「使節ノ長ハ万民ノ知覚スル岩倉ナリ此人ハ西教ヲ信スル日本人トハ大ナル宗敵ニシテ今般泰西ニ航シ……」と報道する新聞⁽⁵⁴⁾を送る日本の留守政府側の書簡、そしてキリスト教問題について日本国内で続行されている外国公使団との談判の報告書、その他かなりの長い文書をもって報告されている仙台、函館の正教徒迫害事件もある。ロシア人宣教師ニコライの下で入信した多くの仙台士族たちが捕縛されたものである。また欧米に渡った岩倉使節団が、どこの国を訪問しても先ずは信教の自由の要請を受けることになった。本文書に含まれている談判書の中でも、このキリシタン問題、信教の自由問題が各国において論じられている様子が記録されているが、岩倉使節団がこの問題にどのように直面させられていったのか、談判書を通してその一端を窺い知ることができるのである。

もとより岩倉使節団とキリスト教問題を見ようとする時、この史料だけでは片手落ちである。しかし浦上・五島キリシタンやその他ここに登場する人たちによってつき動かされていった特に信教の自由の主張が、岩倉使節団にとつての、ひいては近代日本にとつての、重要な課題へと拡大されていった軌跡を見ることができるのである。

岩倉使節団は、この問題について欧米から何を学び、どのように考え、そしてそれが近代国家構想にどのように影響していったのか、この史料は多くのことを語っている。

注

- (1) 便宜上、『耶蘇書類』の四冊をA～Dで表し、「耶蘇一件始末」をA、「耶蘇一件」第一をB、「耶蘇一件」第二をC、「耶蘇一件」第三をDとし、以下注の記号はこれを示し、()内の数字はマイクロフィルムの番号を示す。
- (2) D六九号(371)
- (3) A(0081031)
- (4) B(0341146)、C(1481248)、D(2541371)
- (5) A(008)
- (6) A(009)、純心女子短期大学長崎地方文化史研究所『ブチジャン司教書簡集』純心女子短期大学、一九八六
- (7) 『幕末維新外交史料集成』第二卷、一二二頁から。
- (8) A(009)、『幕末維新外交史料集成』第二卷、五三頁
- (9) A(010)
- (10) 『幕末維新外交史料集成』第二卷、八八頁
- (11) 同右
- (12) 同右、八九頁
- (13) A(010)

- (14) フランシスク・マルナス、久野桂一郎訳『日本キリスト教復活史』みすず書房、一九八五、三二二頁、片岡弥吉『浦上四番崩れ』筑摩書房、一九九一、七七頁から
- (15) 同右掲書参考
- (16) 前掲『日本キリスト教復活史』、三九五頁
- (17) A012
- (18) B四号(038)、B八号(B044)
- (19) 『幕末維新外交史料集成』第二卷、八八頁
- (20) A一一一三号(0481052)
- (21) C三四1四一号(2281238)
- (22) 前掲書『日本キリスト教復活史』四二三頁
- (23) B三九号(039)
- (24) B一〇号(047)
- (25) B一四号(054)
- (26) B一七1二四号(0591072)
- (27) B三六号(116)
- (28) B三九号(122)
- (29) D一一号(283)
- (30) B三八号(120)
- (31) B四四、四六号(244、246)
- (32) C二号以下、(1511)
- (33) C一〇号(166)
- (34) A三号(013)
- (35) C四八号(248)

- (36) D四〇号(325)
- (37) 『大日本外交文書』二卷三冊、四四二頁
- (38) D五六号(354)
- (39) D六一号(362) およびツループの巡察のことは、A七号(025)にある。
- (40) D六三号、六四号(366)
- (41) 『大日本外交文書』四卷、七九六頁以下、A七号、(025)
- (42) 楠本のはA五号(018以下)、D五六―五九号(354―361)、中野のはA六号(023―025)その他
 純心女子短期大学長崎地方文化史研究所編『耶穌教二閩スル書類』一九九一、に大変詳しい研究成果が発表されている。
- (43) 前掲書他、『日本キリシタン殉教史』など
- (44) 前掲書、他。
- (45) A八号(030)
- (46) A九号(031)、二川の救出のために福沢諭吉が援助したことは知られている。
- (47) 『アダムス書簡における岩倉の天皇見解』、『宗教と国家』日本近代思想大系五、岩波書店、三一六頁
- (48) 田中彰『岩倉使節団「米欧回覧実記」』同時代ライブラリー、岩波書店、一三三頁
- (49) D三七号(322)
- (50) 『大日本外交文書』三卷、四〇四頁以下
- (51) 前掲『日本キリスト教復活史』、三一九頁
- (52) 岩倉使節団と「人生ノ権」、「法教寛恕」の思想については拙論『岩倉使節団と信教自由の問題』、『日本歴史』十二月号、
 一九八〇を参照されたい。
- (53) 『大日本外交文書』四卷、八二七、八二〇頁以下など
- (54) 『大日本外交文書』四卷、八一七頁以下

『耶蘇書類』

目録（原文）

A「耶蘇一件始末」

第一号 目録（原文）

第二号 耶蘇一件

この文書には、簡単な四項目の目録（第一号）があるのみである。前半の内容は、慶応三年を中心に幕末期のキリシタン問題と外交関係の概要を報告したもので、一文にまとめられており項目別にはなっていない。そこで『統通信全覽』（以下、〈全〉）と記し数字は巻と頁を表す）や『幕末維新外交史料集成』（以下〈幕〉）と記し数字は巻と頁を表す）、『大日本外交文書』（以下、〈外〉）と記し数字は巻、冊、番号を表す）などを参考にしてその内容を示す関係項目（○印）を左記に挙げておく。後半は、新政府成立以降の報告となっており、先と同じように関係項目（○）を補足し、既に項目があるものには号を付した。

○ 『丁卯（慶応三）六月十九日長崎奉行能勢大隅守徳永石見守より幕府宛 浦上村異宗信仰のもの共之内召捕候儀申上候書付』〈全〉二七―四三六、〈幕〉二一―五三 R 10―008

○ 『丁卯（慶応三）四月浦上村探索書』〈全〉二七―四一四、〈幕〉二一―二二、二四 R 10―008

○ 『卯（慶応三）七月七日小笠原老岐守より仏全権ミニストル エキセルレンシーレオンロセス宛 宗教ノ為メ蜜ニ往来誘説スルヲ差留所置の件』〈全〉二七―四五五、〈幕〉二一―六一 R 10―009

○ 『仏全権ミニストル レラン・ロセスより日本在留之エウワク モンシエンヨール・ベツテイジョン宛書簡』〈全〉二七―四六五、〈幕〉二一―六七 R 10―009

○ 『丁卯（慶応三）八月七日徳川慶喜よりアンブライトマゼス・ナポレオン第三世に呈す 大君直書（源慶喜 花押也）』〈全〉二七―四八一、〈幕〉二一―七七 R 10―010

○ 『丁卯（慶応三）八月十七日、九月五日長崎通上所於て平山図書頭仏国コンシユル（領事官）ジョーセフレックとの対話書』〈全〉二七―五〇六、五一五、〈幕〉二一―八八、九七 R 10―010

○ 『丁卯（慶応三）九月十一日、九月十四日長崎奉行所にて平山図書頭より仏国領事レック宛書簡』〈全〉 R 10―010

二七—五三〇、五三四（幕）二—一〇二、一〇四
 以上、主に右の史料の要点をもって「旧幕之節耶蘇一件禁末概略」と結んでいる。続いて新政府になってからの顛末を説明している。

- 〔閏四月三日（明治二）〕各国公使より外国事務局輔兼神奈川裁判所総督東久世通 外国事務局輔兼神奈川裁判所副総督鍋島直大宛 太政官日誌及高札中の切支丹邪宗門禁止の布告を廃止せられたき旨申入の件（外）一—、二八二
 R 10—0 1 1
- 〔十一月二十九日（明治二）〕外国官副知事東久世通より各国公使宛 高札中の切支丹邪宗門は誤解を生ずるにより二ヶ条に分ち改めたること及耶蘇教徒寛大の処置方決定したる旨通知の件（外）一—、二八三、一—、七〇二
 R 10—0 1 1
- 〔十二月二十八日（明治二）〕各国公使より外国官副知事東久世通宛 耶蘇教徒に対し寛大の処置方希望申入の件（外）一—、七五四
 R 10—0 1 1
- 〔十二月六日（明治二年）〕外務卿澤宜嘉、同大輔寺島宗則より各国公使宛浦上村耶蘇教徒残留の者各藩へ移住申付たる通知の件（外）二—三、六三二
 R 10—0 1 2
- 〔十二月十日（明治二年）〕仏公使より外務卿澤宜嘉同大輔寺島宗則宛 浦上教徒の各藩への移送は此等宗徒と住民との間の不和に基く趣の処不和の事実は認め難く且右処置は日本政府の声明に反する旨申出の件（外）二—三、六四三
 R 10—0 1 2
- 〔十二月十八日（明治二年）〕右大臣三条美美、外務卿澤宜嘉等と英、仏、米、独各公使との対話書浦上耶蘇教徒の各藩への移送に関する件
 R 10—0 1 2
- 付記 米弁理公使より本国政府への提出したる右対話記事己十二月十八日於応接所三条右大臣岩倉大納言副島参議澤宜嘉外務卿寺島外務大輔吉井彈正少弼土方中弁柳原准大丞英仏米李公使へ応接記（外）二—三、六六一
 R 10—0 1 2
- 〔十二月二十日（明治二年一月二十一日）〕外務卿澤宜嘉、同大輔寺島宗則より各国公使宛 浦上村耶蘇教徒を各藩へ移送したる旨の報告書送付の件（外）二—三、六六九
 R 10—0 1 3

第三号

甲号 己(明治二)十二月二十七日四ヶ国公使へ相達候分「外務卿澤宣嘉、同大輔寺島宗則ヨリ英、仏、米、独、各公使宛 浦上村耶蘇教徒を各藩へ移送せしめたる趣意書送付の件」(R10-248に同じ) (外) 一一三、六八四

R10-013

第四号

乙号 覚書訳文「二千八百七〇(明治三)二月九日 英、仏、米、独、各公使の覚書写 御預の耶蘇教徒を帰郷せしむれば外国宣教師の外国人居留地外の布教を取締る旨の件」(外) 三、一九六

R10-017

第五号

丙号 当末(明治四)年楠本外務大丞左の十二渠へ御預異宗徒巡視概略「名古屋県、津県、郡山県、和歌山県、姫路県、岡山県、福山県、広島県、山口県、津和野県、松江県、鳥取県、徳島県、高松県、松山県、高知県、鹿児島県」(外) 四、四七六

R10-018

第六号

当末(明治四)年中野外務権大丞左の五渠へ御預異宗徒巡視概略「徳島県、高松県、松山県、高知県、鹿児島県」(外) 四、四七六

R10-023

第七号

金沢県(他、大聖寺県、富山県)御預異宗徒処置方水野外務少丞および英領事ツループ(新潟在勤イギリス領事代理ジエームス・ツループ) 巡察一件(外) 四、四八〇

R10-025

第八号

「名古屋県御預異宗民脱走一件」

R10-030

第九号

「明治三年八月ごろより長崎在留の耶蘇教師エンソル方のもとで中津県二川一騰耶蘇教翻訳いたし居候に付捕縛大意」(二川一騰の名前はないが関係記事が、(外) 三、二二八にある。他の史料による) とこの人物は明治三年三月に逮捕されている。

R10-031

B「耶蘇一件」 第一

この文書には、目録がないが項目を立てたキリシタン関冊記事がほぼ日付順に羅列されている。そこで「耶蘇一件始末」と同じように、「大日本外交文書」(以下(外)と記し数字は巻、冊、番号を表す)を参考にして項目を補足し号を付け目録とした。

第一号

「慶応四年閏四月三日米国公使より外国事務宰相東久世中将肥前侍従宛の書簡 太政官日誌及高札中の切支丹宗門禁止の布告を廃止せられたる旨申入の件 和訳文」(外) 一一一、二八二

R10-034

R10-033

- 第二号 〔辰（明治一）四月五日独逸北部連邦公使より第一号と同人宛同内容書簡〕 R 10—0 3 5
- 第三号 〔閏（明治一）四月七日荷蘭公使より第一号と同人宛同内容書簡〕 R 10—0 3 7
- 第四号 〔明治元年十一月二十九日外国官副知事東久世通禱より各国公使宛（高札中の切支丹邪宗門は誤解を生ずるにより二ヶ条に分ち改めたること及耶蘇教徒寛大の処置方決定したる旨通知の件）〕（外）一一、七〇二 R 10—0 3 8
- 第五号 辰（明治一）十二月十九日〔外国官副知事東久世通禱より各国公使宛〕 耶蘇教徒事情調査の為外国官判事山口範藏を長崎へ派遣の旨通知の件〕（外）一一、七三七 R 10—0 3 9
- 第六号 辰（明治一）十二月二十八日〔英公使より外国官副知事東久世通禱宛（耶蘇教に対し寛大の処置方希望申入の件）和訳文〕（外）一一、七五四 R 10—0 4 0
- 第七号 己（明治一）正月三日〔独公使より外国官副知事東久世通禱宛（耶蘇宗門に入りし日本人の儀）〕 R 10—0 4 2
- 第八号 己（明治一）正月十三日〔露公使宛津築莊藏南貞助町田五位からの返簡（高札中切支丹邪宗門は誤解を生ずるにより二ヶ条に分ち改めること及耶蘇教徒寛大の処置方決定したる旨通知の件第四号に同じ件）〕 R 10—0 4 4
- 第九号 己（明治一）正月十七日〔伊公使より東久世通禱宛〕 R 10—0 4 4
- 第十号 己（明治一）三月二十日〔大隈四位東久世中将より各国公使宛（五島耶蘇教徒苛酷の処置について更に取調べる事の件）〕（外）一一、一三三 R 10—0 4 5
- 第十一号 辰（明治一）二月二十八日〔米公使より外国官副知事東久世通禱宛（耶蘇教に対し寛大の処置方希望申入の件 第六号に同じ件）〕（外）一一、七五四 R 10—0 4 8
- 第十二号 辰（明治一）二月二十八日〔仏公使より外国官副知事東久世通禱宛（耶蘇教に対し寛大の処置方希望申入の件 第六号に同じ件）〕（外）一一、七五四 R 10—0 5 0
- 第十三号 辰（明治一）十二月二十八日〔蘭公使より外国官副知事東久世通禱宛（耶蘇教に対し寛大の処置方希望申入の件 第六号に同じ件）〕（外）一一、七五四 R 10—0 5 2
- 第十四号 己（明治一）四月五日〔大隈四位東久世中将伊達中納言より各国公使宛（五島耶蘇教徒苛酷の処置

の儀は更に取調へたるも事実存知の者なきに付尚京都へも問合中なる旨回答の件」(外)二一一、一六五

第十五号

己(明治二)四月七日「英公使より大隈四位東久世中将伊達中納言宛(五島耶穌教徒四百余人召捕へられ苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出の件 和訳文」(外)二一一、一七〇

第十六号

己(明治二)五島耶穌教徒虐待に関する風聞書 和訳文」(外)二一一、一七〇 R 10 | 0 5 5

第十七号

己(明治二)四月七日「仏公使より大隈四位東久世中将伊達中納言宛(五島耶穌教徒四百余人召捕へられ苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出の件 和訳文 十五号に関連)」(外)二一一、一七〇

第十八号

己(明治二)四月七日「米公使より大隈四位東久世中将伊達中納言宛(五島耶穌教徒四百余人召捕へられ苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出の件 和訳文 十五号に関連)」(外)二一一、一七〇 R 10 | 0 5 9

第十九号

己(明治二)四月七日「米公使より大隈四位東久世中将伊達中納言宛(五島耶穌教徒四百余人召捕へられ苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出の件 和訳文 十五号に関連)」(外)二一一、一七〇 R 10 | 0 6 0

第二十号

己(明治二)四月七日「米公使より大隈四位東久世中将伊達中納言宛(五島耶穌教徒四百余人召捕へられ苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出の件 和訳文 十六号に関連)」(外)二一一、一七〇 R 10 | 0 6 3

第二十一号

己(明治二)四月七日「米公使より大隈四位東久世中将伊達中納言宛(五島耶穌教徒四百余人召捕へられ苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出の件 和訳文 十六号に関連)」(外)二一一、一七〇 R 10 | 0 6 4

第二十二号

己(明治二)四月七日「米公使より大隈四位東久世中将伊達中納言宛(五島耶穌教徒四百余人召捕へられ苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出の件 和訳文 十六号に関連)」(外)二一一、一七〇 R 10 | 0 6 7

第二十三号

己(明治二)四月八日「伊公使より大隈四位東久世中将伊達中納言宛(五島耶穌教徒四百余人召捕へられ苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出の件 和訳文 十六号に関連)」(外)二一一、一七〇 R 10 | 0 6 8

第二十四号

己(明治二)四月八日「伊公使より大隈四位東久世中将伊達中納言宛(五島耶穌教徒四百余人召捕へられ苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出の件 和訳文 十六号に関連)」(外)二一一、一七〇 R 10 | 0 7 0

第二十五号

己(明治二)四月八日「伊公使より大隈四位東久世中将伊達中納言宛(五島耶穌教徒四百余人召捕へられ苛酷の処置により死者ある趣に付更に事実取調あり度申出の件 和訳文 十六号に関連)」(外)二一一、一七〇 R 10 | 0 7 2

申越したるに付現地出張取調方指令の件」(外)二一一、一九八 R 10 | 0 7 5

- 第二六号 「己」(明治二) 五月十九日外国官判事より行政官弁事宛(五島耶穌教徒は差向出牢せしめ村落にて取締らしめたる上耶穌教徒に関する制度を改正すべしとの意見具申の件)〈外〉二一一、二三四
- 第二七号 「己」(明治二) 四月十一日五島盛徳(福江藩主) 公用人近藤虎之助よりの届書(五島耶穌教徒は説諭の上改宗申出たる者は放免し然らざる者は入牢申付ある旨届出の件) 附属書(耶穌教改宗人数調査)〈外〉二一一、一七八
- 第二八号 「己」(明治二) 五月二十日に船便にて神奈川県より差越す書(五月九日付長崎府判事より外国官判事宛 五島耶穌教徒に対する処置現地出張取調を行うべき旨の回答の件)〈外〉二一一、二二一
- 第二九号 「己」(明治二) 四月二十三日長崎府行政官弁事宛差出伺書写(五島耶穌教徒処置に関する件)〈外〉二一一、二二一、附属書一
- 第三〇号 「己」(明治二) 六月十三日到着長崎府よりの書状(六月四日長崎府判事より外国官判事宛(五島を实地検分の結果同地にては耶穌教徒をその居村にて入牢せしめ居るも婦女には日中は棉耕を許し居り其の取扱外国公使よりの申出のごとく苛酷ならざる旨報告の件)〈外〉二一一、二五八
- 第三一号 「五島耶穌教徒総人数」〈外〉二一一、二五八、附属書一
- 第三二号 別紙「切支丹宗(五島耶穌教) 頭取之者調査」〈外〉二一一、二五八、附属書二
- 第三三号 「切支丹(五島耶穌教) 宗旨の者牢死人数調査」〈外〉二一一、二五八、附属書三
- 第三四号 口上(四月五島盛徳(福江藩主) より長崎府宛伺書 五島耶穌教徒中重たる者は入牢せしめ其の他は釈放し度旨申出の件)〈外〉二一一、二二一、附属書二
- 第三五号 己(明治二) 八月(二十三日) 外務省より太政官弁官宛(浦上村付近耶穌教徒探索書及耶穌教会の邦人入許否に関する伺い書送付の件の附属書一) 八月十七日監督正上野敬介の浦上村付近(天主教の見聞覚書) 耶穌教徒探索書〈外〉二一一、四〇二
- 第三七号 己八月(第三六号)に続く 八月八日長崎県知事野村宗七より外務卿澤宣嘉、同大輔寺島宗則宛書簡〈外〉二一一、四〇二 附属書一

第三八号

己十月十六日(明治二)仏国人モンブランより差出候見込書〔宗教政策に関する日本公使公務并理職(モンブラン白山)の意見 和訳文〕(外)二一三、五四七

R 10—120

第三九号

己(明治二)十月長崎樞大参事中山某(九郎)出省太政官へ出し候耶蘇一件書類以下四冊土方中弁へ掛合の上写取〕(探索仕候書付 当時浦上村異宗徒のもの重に左の件々執行申候)(外)二一三、五六四

R 10—122

第四〇号

於長崎千八百六十八年第五月十二日九州鎮撫使兼総督閣下〔明治元年四月二十日在長崎各国領事より九州鎮撫使兼總督宜嘉宛 耶蘇教徒嚴罰の風説に關し照会の件 和訳文〕(外)二一三、五六四、附記二

R 10—125

第四一号

〔於長崎千八百六十八年(明治一)第七月十三日九州鎮撫使兼總督閣下宛〕

R 10—126

第四二号

於長崎千八百六拾九年第一月二十二日我十二月十三日長崎府知事澤右衛門権佑閣下へ呈す〔明治元年十二月十日在長崎各国領事より長崎府知事澤宜嘉宛 五島耶蘇教徒虐待の風説に關し照会の件 和訳文〕(外)二一三、五六四、附記四

R 10—128

第四三号

〔第三十九号の事。付記として耶蘇一件書類あわせて四冊を巻に綴る、と有る。〕

R 10—129

第四四号

卯(慶応三)九月十五日仏岡土館に於いて能勢大隅守徳永石見守瀧澤喜太郎岡岡土應接記〔耶蘇教徒に関する対話書〕(外)二一三、五六四 附記一

R 10—130

第四五号

去辰(明治一)年土着の者より建言仕候写〔明治元年閏四月長崎取締役等よりの浦上村耶蘇教徒に關する建言書〕(外)二一三、五六四 附記三

R 10—135

第四六号

己(明治二)十一月(七日)外務省より太政官并官宛(五島耶蘇教徒に対する処置に關し各国公使への回答案評議請求の件)(外)二一三、五七七

R 10—137

第四七号

甲号〔英公使からの書簡 和訳文〕(外)二一一、一七〇、附屬書別紙甲号

R 10—138

第四八号

己十一月晦日達す 乙号〔外務卿澤宜嘉等より各国公使宛往簡〕(外)二一三、六一四

R 10—141

第四九号

丙号 外国へ対し耶蘇引き合の手続〔耶蘇教に關し各国公使と交渉経過調書〕(外)二一三、五七七、附屬書別紙

R 10—143

第五〇号 己(明治二)十二月二十九日伊岡士より差出候書簡〔伊公使館事務代理より外務卿澤宜嘉同大輔寺

島宗則宛 公使不在中なるも浦上村耶蘇教徒に関する文書は他国公使同様送付あり度旨申出の件

和訳文〕(外)二二三、六八六

第五一号 午(明治三)年正月八日達す〔伊岡士への返簡〕

C「耶蘇一件」 第二

この文書には目録があるが、先の文書と同じように必要に応じて『大日本外交文書』(以下(外)と記し数字は巻、冊、番号を表す)を参考にして新しい項目を補足し号を付した。

第一号 目録(原文) R 10—148

第二号 己(明治二)十二月三日附を以長崎知県事より耶蘇宗徒処置振之儀に付執政宛差出候書状写〔浦上

村耶蘇教徒移送は十二月一日と定めたるも嘆願により四日となしたる旨報告の件〕(外)二二三、六

二五 R 10—151

第三号 十二月二日(明治二)英国公使応接大意〔長崎於浦上耶蘇教徒移送の件について弾正大忠渡邊昇、

長崎県知事野村宗七とパークスとの対話〕(外)二二三、六二五 附屬書一 R 10—152

第四号 十二月三日朝九字二度目於岡士館英国公使応接(外)二二三、六二五、附屬書二 R 10—158

第五号 手覚〔長崎於て耶蘇宗徒処置振手續書 長崎に於ける浦上村耶蘇教徒処置振順序覚〕(外)二二三、

六二五、附屬書三 R 10—159

第六号 渡邊弾正大忠松方知県事へ太政官より之御書付写 R 10—162

第七号 長崎県へ異宗門之徒藩に御預ケ之御奉書写並藩に心得書付共 R 10—162

第八号 巳己(明治二)十二月朔日夜各岡士より来状〔浦上耶蘇教徒を遠国へ移送の報ある処耶蘇教徒たる

の理由により苛酷の処置なきを求むる旨申出の件〕(外)二二三、六一九)並同所新聞紙書抜(外) R 10—162

二二三、六五一 附屬書一の編者注 R 10—163

第九号 己(明治二)十二月六日各国公使へ〔耶蘇宗徒今般諸藩へ引渡し藩民同様工役申付候段報知之書簡〕(十

- 二月六日達す。日付は〈外〉と異なる。〕〈外〉二一三、六三三
- 第十号 己(明治二)十二月十二日英国公使より同人崎陽へ赴き処耶蘇宗徒引渡し方苛酷之処置に有之候段云々申出候書簡〔浦上村耶蘇教徒各藩へ移送見合方長崎の官憲に交渉したるに政府の命なりとして開入れられざる処右処置は昨年通知ありたる政府の寛容方針と異り外国交際にも影響すべきに付差留あり度旨申出の件 和訳文〕〈外〉二一三、六三三
- R 10 | 1 6 5
- 第十一号 己(明治二)十二月十五日〔第十号返書簡外務卿澤宣嘉同大輔寺島宗則より英公使宛 浦上村耶蘇教徒はその郷里において改宗せしむる為教諭を加えたるもかえつて神社を侮辱し村中不和等国法に背くこと少なからざるに付住所を移して教諭するの外途なきにより長崎県に右処置を命じたるものなる旨回答の件〕〈外〉二一三、六五三
- R 10 | 1 6 6
- 第十二号 己(明治二)十二月十三日〔洋曆一八七〇年一月十一日〕米国公使より耶蘇宗徒引渡方苛酷之処置有之候旨申出る書簡〔浦上村耶蘇教徒の各藩への移送は日本政府の度々の声明に反し且つ締約諸国との国交に悪影響を及ぼすべきに付右取罷方申出の件 和訳文〕〈外〉二一三、六四四
- R 10 | 1 7 1
- 第十三号 長崎一八七〇年一月二日〔十二月一日〕長崎在留岡土より知県事〔野村宗七〕へ之書簡〔浦上村耶蘇教徒を遠国へ移送の報ある所耶蘇教徒たるの理由により苛酷の処置なきを求むる旨申出の件 和訳文〕〈外〉二一三、六一九
- R 10 | 1 7 4
- 第十四号 〔第十三号の返簡〕〈外〉二一三、六五五
- R 10 | 1 7 4
- 第十五号 (明治二)十二月十五日〔この日付は返簡のもので、仏公使からは明治二年十二月十日付〕仏国公使より前同様之出簡浦上村耶蘇教徒の各藩への移送は此等宗徒と他の住民との間の不和に基ずく趣の処不和の事実は認め難く且つ右処置は日本政府の声明に反する旨申出の件 和訳文〕〈外〉二一三、六四三
- R 10 | 1 7 6
- 第十六号 己十二月十五日に達す〔第十五号の返簡〕〈外〉二一三、六五四
- R 10 | 1 7 7
- 第十七号 己十二月十五日〔この日付は返簡のもので独公使からは一月十五日付〕独逸公使ヨリ前同様之出簡〔浦上村耶蘇教徒の各藩への移送は日本政府の度々の声明に反し且つ条約諸国との国交に悪影響を及ぼ

- すべき旨申出の件」(外) 二一三、六四七
- 第十八号 己十二月十五日に達す「第十七号の返簡」(外) 二一三、六五六
- 第十九号 己(明治二)十二月十四日(太政官弁官より外務省宛) 書類類四通「浦上村及五島耶穌教徒に関する書類送付の件」(外) 二一三、六五一
- 第二〇号 至急「明治二年十二月五日長崎県より參議宛所管浦上耶穌教徒移送状況報告の件」(外) 二一三、六一、附屬書一
- 第二号 「十二月四日彈正大忠(長崎出張) 渡昇日田県知事松方助左衛門長崎県知事野村宗七等より參議広沢兵助宛書簡 浦上耶穌教徒移送猶予及英公使との談判の事情報告の件」(外) 二一三、六五一、附屬書二
- 第二二号 己十二月朔日夜十字仏國岡士裁判所より持參差出す「長崎県知事野村宗七宛書簡 浦上村耶穌教徒の遠国への移送は日本政府の度々の声明に反するに付英公使掃崎迄見合せあり度旨申出の件」(外) 二一三、六五一、附屬書三
- 第二三号 十二月十三日平戸藩公用人安見克己より太政官弁官宛書簡「五島耶穌教徒の逃亡(二三人行方不明)及改宗報告の件」(外) 二一三、六五一、附屬書四
- 第二四号 十二月十六日(明治二) 外務卿(澤) 邸宅於て大輔(寺島) 英國一等書記官アダムスとの耶穌宗徒処置振「各藩への移送に関する事」其外件々申出候對話書(外) 二一三、六五八
- 第二五号 (明治二) 十二月十七日「外務卿澤宣嘉同大輔寺島宗則より太政官への意見書 浦上耶穌教徒中残余の移送は中止し右宗旨の蔓延防止に付各国公使と談判を開始すべき旨建策の建」(外) 二一三、六五九
- 九
- 第二六号 己(明治二) 十二月十七日「英仏米独公使連名にて耶穌宗徒之儀に付明十八日三條公其他右事件に付談判可相成官員へ東京於て面・之儀申出候書簡 和訳文」(外) 二一三、六五七
- 第二七号 「第二十六号の」承知之返簡(外) 二一三、六六〇
- 第二八号 己(明治二) 十二月十八日於高輪邸接所三條公「その他岩倉大納言副島參議外務卿澤宣嘉寺島外務

大輔吉井彈正少弼土方中弁柳原准大丞等」と四ヶ国公使ら耶蘇宗徒之義に付応接書（外）二一三、

六六二

第二九号

己（明治二）十二月十八日長崎県知事へ耶蘇宗徒信仰の徒引渡之義見合候様遣候書状並政府より長崎県へ之御布令書写並同所へ処置振之大意書（外）二一三、六六二

R 10 | 2 2 2

第三〇号

己（明治二）十二月二十日各国公使ら浦上村宗徒之義に付長崎県「外務卿澤宣嘉同大輔寺島宗則」より別紙之通申越候旨申入候書簡「浦上耶蘇教徒移送したる旨の報告書送付の件」（外）二一三、

六六九

R 10 | 2 2 4

第三一号

「十二月八日長崎県より太政官并官宛報告書」（外）二一三、六六九、附属書一

R 10 | 2 2 4

第三二号

別紙二通の内「各藩へ移送の人数書」（外）二一三、六六九、附属書一

R 10 | 2 2 6

第三三号

己（明治二）十二月二十一日英国書記官より昨日御達し候別紙之内不分明之廉問合之書簡並返簡

R 10 | 2 2 7

第三四号

己（明治二）十二月二十三日卿大輔より執政へ宛耶蘇教防壁之御処置振之儀に付教観案添差出候書面（外）二一三、六七二

R 10 | 2 2 8

第三五号

教規之大意（外）二一三、六七二、附属書

R 10 | 2 3 0

第三六号

宣教使を被為設候御布令書（外）二一三、六七二、附属書

R 10 | 2 3 2

第三七号

寺院へ御布告書案（外）二一三、六七二、附属書

R 10 | 2 3 3

第三八号

宣布大教詔（外）二一三、六七二、附属書

R 10 | 2 3 3

第三九号

宣教使規則（外）二一三、六七二、附属書

R 10 | 2 3 4

第四〇号

宣命草（外）二一三、六七二、附属書

R 10 | 2 3 7

第四一号

宣教使之儀に付御下問に奉答（外）二一三、六七二 第三四号の附属書

R 10 | 2 3 8

第四二号

己（明治二）十二月二十五日「野村宗七大参事中山九郎」より各国岡士らへ耶蘇宗徒引渡方即今より取止め候旨之書簡（外）二一三、六七八

R 10 | 2 4 2

第四三号

第式拾式号英岡士館長崎において一八七〇年二月四日「二月四日英領事代理（長崎在勤）より長崎県知事の野村宗七宛 浦上村耶蘇教徒の処置及東京より派遣の官吏到着の有無照会の件」（外）三一

二〇五、其の二

第四四号

己〔明治二〕十二月二十六日附を以仏国外務弁理職モンブランへ耶蘇宗徒処置振の義を申入〔浦上耶蘇教徒民政を紊乱するによりやむを得ず各藩へ移住せしめたるに付右趣旨仏その他の諸国にて説明すべき旨指令の件〕〈外〉二一三、六八一

R 10—243

第四五号

己〔明治二〕十二月二十七日横浜で英仏米独乙公使へ耶蘇宗徒処置振の儀に付各覚書を以て申入候書簡並別紙〔別紙はここにはなく第四八号にある書類〕〈外〉二一三、六八四

R 10—244

第四六号

己〔明治二〕十二月二十八日附モンブラン〔日本公務弁理職モンブラン仏留学生前田弘安宛〕へ前同所の書簡〈外〉二一三、六八五

R 10—245

第四七号

己〔明治二〕十二月二十九日伊太利国岡士より各国公使へ御達し相成り候覚書同国へも相達呉候様申出候書簡〈外〉二一三、六八六

R 10—246

第四八号

別紙覚書〔浦上耶蘇教徒を各藩へ移送せしめたる趣意書〕〈外〉二一三、六八四 附屬書（R 10—013に同文）

R 10—247

D『耶蘇一件』 第三

この文書には、詳しい目録が付いているが、後部三分の一の書類には目録がない。この部分は『耶蘇書類』の中でも新しい事件を報告しているので、後で追加されたものと推定される。

他の例に従って『大日本外交文書』（以下〈外〉）と記し数字は巻、冊、番号を表す）を参考にして目録を補足した。

第一号

目録（原文）

R 10—253

第二号

庚午（明治三）正月四日長崎知県事より弾正丞官員へ宛差出候耶蘇宗徒各藩へ移住為被候旨去己（明治二）十二月二十二日附之書状 〈外〉二一三、六七一

R 10—254

第三号

同（明治三）正月五日浦上村移民之者取扱に相成候ては不都合に付藩々へ告示候旨所管へ之届書並諸藩へ告示案共 〈外〉三、一九四

R 10—255

第四号 午(明治三) 正月八日伊太利公使へ去十二月四ヶ国公使へ相違候覚書相違候者之書簡但覚書前四ヶ

国へ相違候部にあり是に略す (外) 三、一九五

第五号 (明治三) 正月九日附浦上村取締懸より宗徒取上ケ品書付式通

第六号 (明治三) 長崎県出張之官員覚書 但政府へ一本(外) 三、二一〇 英公使に一本(外) 三、二〇

二) 相違す

第七号 午(明治三) 正月十日英公使より浦上村耶蘇宗徒取扱方に付長崎長官より差出したる告書之評(外)

三、一九八

第八号 右(第七号) 告書之評へ一句一章之回答書(外) 三、一九九

第九号 午(明治三) 正月九日於横浜英公使館澤外務卿寺島外務大輔吉井彈正少輔英仏米独乙四ヶ国公使へ

耶蘇宗徒取締て之応接書「御預の耶蘇教徒を帰郷せしむれば外国宣教師の外国人居留地外の布教を

取締まる旨の件」(外) 三、一九六

第十号 (明治三) 正月九日於同前(第九号) 四公使より差出候覚書訳 (外) 三、一九六、附属書

第十一号 (明治三) 正月十二日英公使へ相違候浦上村宗徒探索書「長崎県権属尾上與一郎によるもの」(外) 三、

二〇一

第十二号 午(明治三) 年正月十四日(浦上村) 耶蘇宗徒移住之藩々より取り締まりに付いて之請書 (外) 三、

二〇三

第十三号 (明治三) 長崎より来りし書状と見ゆ「正月二十日花房大録煬府の節持參候渡邊大忠覚書」(外) 三、

二〇五 其の一

第十四号 (明治三) 正月四日付於長崎県同所知事へ英国岡士より宗徒移住の儀に付の書簡「浦上村耶蘇教徒の

処置及び東京より派遣の官吏到着の有無照会の権など」(外) 三、二〇五、其の二

第十五号 「己正月十四日於長崎県同所知事より英岡士(領事) への返簡」

第十六号 同(明治三) 正月八日附同所「長崎在勤英領事代理より長崎県知事野村宗七宛耶蘇教徒新規移送

中止に關し申入れの件」(外) 三、二〇五、其の三

R 10 | 2 5 9
R 10 | 2 6 0
R 10 | 2 6 0
R 10 | 2 6 2
R 10 | 2 6 6
R 10 | 2 7 3
R 10 | 2 8 2
R 10 | 2 8 3
R 10 | 2 8 6
R 10 | 2 8 8
R 10 | 2 8 9
R 10 | 2 9 0
R 10 | 2 9 1

- 第十七号 [明治三年一月九日長崎県知事野村宗七より英領事代理当て耶蘇教徒の新規の移送は行い居らざる旨
回答の件] (外) 三、二〇五、其の四
R 10 | 2 9 2
- 第十八号 (明治三) 正月二日附長崎県(知事野村宗七)より彈正台官員(渡邊昇)らへ之書状[浦上村耶蘇教
徒処置、皇太神社等に関する件] (外) 三、二二一、其の二の附記
R 10 | 2 9 2
- 第十九号 (明治三) 同月十三日英公使より長崎在留或ル西洋人より同所岡土へ差出候書面(外) 三、二〇二
R 10 | 2 9 3
- 第二〇号 午(明治三) 同月二十八日英国公使へ前件書面一読之上別紙覚書之通有之候旨之書簡並別紙[長崎
県より主張の官員覚書 西洋人某の浦上村耶蘇教徒移送処置に関する陳述書并駁の件] 共(外) 三、
二二〇
R 10 | 2 9 5
- 第二一号 (明治三) 正月十五日於英国公使館寺島外務大輔同国公使へ応接之内書抜(外) 三、二〇四
R 10 | 2 9 8
- 第二二号 (明治三) 正月二十二日附長崎在留独乙岡土より耶蘇宗徒処置振目撃ヲ書取候書面同公使より差出候
書面(和訳文) (外) 三、二〇六
R 10 | 3 0 0
- 第二三号 庚午(第三二号に對する) 長崎県之官員より回答覚書(外) 三、二〇七
R 10 | 3 0 1
- 第二四号 午(明治三) 正月二十四日静岡藩へ耶蘇教之儀に付先年仏国より差出候書類有無取糾之書面請書(外)
三、二〇八) 並平山省齋より之答書共(外) 三、二〇八 附屬書
R 10 | 3 0 3
- 第二五号 (明治三) 二月五日長崎県より彈正台官員へ宛差出候書面写並別紙三通[其一 耶蘇教徒の新規移
送に関する件] (外) 三、二二一 其の一
R 10 | 3 0 6
- 第二六号 (第二五号に續く) [其の二 長崎件知事野村宗七より彈正大忠渡邊昇日田県知事松方助左衛門宛]
(外) 三、二二一 其の二
R 10 | 3 0 6
- 第二七号 (第二五号に續く) [其の三 面高より移送の五島及び深堀の耶蘇教徒名簿] (外) 三、二二一 其ノ
三
R 10 | 3 0 7
- 第二八号 午(明治三) 二月九日弁官へ去正月八日於横浜英公使館各国公使へ耶蘇宗徒移渡之儀に付爾後同所
取締て之儀反覆及(外) 三、二二二
R 10 | 3 1 0
- 第二九号 (第二八号に續く) 卯七月大坂に於て差出[慶応三年七月二十九日フランス公使より天主教司教(フ

- チジャン)宛書簡和訳文写」(外)三、二二二 附屬書一
- 第三十号 (第二八号に続く) 卯七月先年仏国公使より長崎在留教師並岡士へ宗旨取締之涉に付差送候書簡写
添相伺候書面但可及談判旨御下知有之候事(外)三、二二二 附屬書二
- 第三二号 午(明治三) 正月二十五日附長崎島よりの書状(太政官弁官より外務省宛)(外)三、二二三
- 第三三号 庚午(明治三) 二月二十三日於寺島外務大輔英仏独乙西班牙応援大意「耶蘇教の煽惑並びに右取締
に関する覚書の件」(外)三、二二六
- 第三三三号 午(明治三) 三月十一日、十二日附を以野村知事渡邊大忠より参議中へ差出候書付(外)三、二二
八
- 第三四号 (第三三号に続く) 福江藩庁より之伺書(外)三、二二八 附屬書一
- 第三五号 異宗之者及殺害候調書(外)三、二二八 附屬書二
- 第三六号 (第三三号に続く) 奥浦村の友吉其外殺害人願書(外)三、二二八 附屬書三
- 第三七号 (第三三号に続く) 肥後無宿宮内口書並長崎知事より英岡士より之往復書簡「英人宣教師エンソル召
使清水宮内(フルベッキのもとで学んだことあり)の件」(外)三、二二八 附屬書四
- 第三八号 (第三三号に続く) 五島若松古里村秋之助「柳川藩黒崎村無宿織之助口供書」(外)三、二二八 附
屬書六
- 第三九号 午(明治三) 三月三十日外務省より土方中弁官宛書簡「五島耶蘇教徒殺害事件、清水宮内事件に関
しては外国公使へ申入れの必要なき旨の件」(外)三、二三三
- 第四〇号 一八七〇年四月二十二日(明治三)三月二十二日独逸公使より教令新報差送候者之書簡並同書共(幕
末維新外交史料集成二巻、一三三頁)「グイソト氏フランス国外務執政たりし時国各交際付記録し
たる書中抜粹 各国の宗教政策について」
- 第四一号 和歌山藩知事より之伺書「明治三年三月二七日和歌山藩知事徳川茂承より太政官弁官宛 御預の耶
蘇教徒処置の件」(外)三、二二三
- 第四二号 午四月二十日附長崎野村知事より書簡(外)三、二二四

R 10 | 3 1 1

R 10 | 3 1 2

R 10 | 3 1 4

R 10 | 3 1 7

R 10 | 3 1 8

R 10 | 3 2 0

R 10 | 3 2 0

R 10 | 3 2 1

R 10 | 3 2 2

R 10 | 3 2 3

R 10 | 3 2 4

R 10 | 3 2 5

R 10 | 3 3 1

R 10 | 3 3 2

- 第四三〇号 英国岡士助勤より書簡〔第三三〇号関連記事 明治三年英人宣教師エンソールの召使清水宮内の釈放を求むるの件〕〈外〉三、二二八 附屬書四の附記一
- 第四四〇号 英国岡士助勤への返簡〔第三三〇号関連記事〕〈外〉三、二二八 附屬書四の附記二
- 第四五〇号 英国岡士代理への書簡〔第三三〇号関連記事〕〈外〉三、二二八 附屬書四の附記三
- 第四六〇号 〔第三三〇号関連記事〕〈外〉三、二二八 附屬書四の附記四
- 第四七〇号 明治二年十二月七日〔第三三〇号関連記事〕〈外〉三、二二八 附屬書四の附記五および附屬書五
- 第四八〇号 〔第三三〇号関連記事〕〈外〉三、二二八 附屬書六の附記(番号はなし)
- 第四九〇号 〔第三三〇号関連記事 弾正大忠渡邊昇より外務省宛清水宮内の件〕〈外〉三、二二六
- 第五〇〇号 庚午(明治三) 八月七日於外務省外務卿(澤) 水野少丞荷蘭公使へ耶蘇宗徒に付応接記〈外〉三、二二〇
- 第五一〇号 庚午(明治三) 十二月七日於三条公邸同公外務卿英国公使へ(浦上村) 耶蘇之儀に付応接書〈外〉三、二二四
- 第五二〇号 〔庚午(明治三) 十二月十日(英公使館員書記アーネスト・サトー伝言をもつて出省英公使提示の外国人某の意見書) 和訳文写 浦上村耶蘇教徒処罰に関する件〕〈外〉三、二二五
- 第五三〇号 金沢藩より差出候答書〔明治三年十二月二十五日 御預耶蘇教徒取扱振に関する報告書〕〈外〉四、四五二 附記一
- 第五四〇号 〔御預耶蘇教徒取扱振に関する世良太一金沢藩大属の申出書〕〈外〉四、四五二 附記二
- 第五五〇号 〔庚午(明治三) 十二月二十日(右大臣三条実美参議副島種臣、外務卿澤宣嘉等と英公使との対話書) 諸藩御預耶蘇教徒取扱に関する件〕〈外〉三、二二六
- 第五六〇号 明治三年庚午十二月二十六日〔外務権大丞楠本平之允と英公使館書記官アーネスト・サトーとの対話書) 大村藩耶蘇処置に関する件〕〈外〉三、二二七
- 第五七〇号 明治三年十二月二十五日〔金沢藩) 加州へ預け置候異宗の徒取締実地見聞左の通〕〈外〉四、四五二 附屬書(第五三〇号に関連記事)

第五八号 未(明治四)正月十日「金沢藩御預耶蘇教徒取扱振視察報告に關し渡邊彈丞大忠と申合手續書」(外)

四、四五二(第五七号の前文)

第五九号 辛未(明治四)一月二十日「外務省に於いて(澤外務卿寺島大輔英公使との對話)加州御預耶蘇教徒取扱振視察に關する件」(外)四、四三三

「未(明治四)正月二十三日(英公使館書記サトーより寺島大輔宛書簡に於いて渡邊彈正大忠と外務省との往復書簡)」

第六〇号 未(明治四)正月二十三日「加州御預耶蘇教徒取扱振視察方新潟在勤英領事代理へ下命せるに付日本側よりも出張官員任命あり度旨等打合の件」附屬書 一月二十二日英公使パークスより新潟在勤同國領事代理ジェームス・ツループへ右委任状写 和訳文(外)四、四五四

未(明治四)正月二十三日「澤外務卿等より英公使宛 加州御預耶蘇教徒視察委任状の内容に關し申入の件」(外)四、四五八

第六一号 未(明治四)正月二十三日差出す「加州御預耶蘇教徒取扱振視察方新潟在勤英領事代理へ下命せるに付日本側よりも出張官員任命あり度旨等打合の件」附屬書 一月二十二日英公使パークスより新潟在勤同國領事代理ジェームス・ツループへ右委任状写 和訳文(外)四、四五四

未(明治四)正月二十四日遣す「澤外務卿等より英公使宛 加州御預耶蘇教徒視察には水野外務少丞を出張せしむべき旨並びに日程等回答の件」(外)四、四五七

第六二号 未(明治四)正月二十四日遣す「澤外務卿等より英公使宛 加州御預耶蘇教徒視察には水野外務少丞を出張せしむべき旨並びに日程等回答の件」(外)四、四五七

未(明治四)正月二十四日遣す「加州御預耶蘇教徒視察のため新潟在勤英領事出張水野外務少丞同行すべきに付心得方指令の件」附屬書 一月二十三日水野外務少丞より新潟在勤英領事代理宛書簡 加州御預耶蘇教徒視察に同行を命ぜられたるに付日程等打合の件」(外)四、四五六、附屬書

第六三号 未(明治四)正月二十五日差越す「英公使館サトーよりの返簡 楠本外務權大丞宮本外務少丞宛」

未(明治四)正月二十四日遣す「英公使館サトー宛外務大少丞より返簡」

第六四号 未(明治四)正月二十五日差越す「英公使館サトーよりの返簡 楠本外務權大丞宮本外務少丞宛」

未(明治四)正月二十五日差越す「英公使館サトー宛外務大少丞より返簡」

第六五号 未(明治四)正月二十五日差越す「英公使館サトーよりの返簡 楠本外務權大丞宮本外務少丞宛」

未(明治四)正月二十五日差越す「英公使館サトー宛外務大少丞より返簡」

第六六号 未(明治四)正月二十五日差越す「英公使館サトーよりの返簡 楠本外務權大丞宮本外務少丞宛」

未(明治四)正月二十五日差越す「英公使館サトー宛外務大少丞より返簡」

第六七号 未(明治四)正月二十五日差越す「英公使館サトーよりの返簡 楠本外務權大丞宮本外務少丞宛」

未(明治四)正月二十八日遣す「寺島外務大輔澤外務卿より英公使宛 加州御預耶蘇教徒取扱振視察に關し回答の件」(外)四、四五九

第六八号 未(明治四)正月二十八日遣す「寺島外務大輔澤外務卿より英公使宛 加州御預耶蘇教徒取扱振視察に關し回答の件」(外)四、四五九

「加州御預耶蘇教徒視察委任状の内容に關し回答の件」(外)四、四五九

「加州御預耶蘇教徒視察委任状の内容に關し回答の件」(外)四、四五九

R 10 | 3 5 9
R 10 | 3 5 9
R 10 | 3 6 1
R 10 | 3 6 2
R 10 | 3 6 5
R 10 | 3 6 6
R 10 | 3 6 6
R 10 | 3 6 7
R 10 | 3 6 7
R 10 | 3 6 7
R 10 | 3 6 7
R 10 | 3 6 8
R 10 | 3 6 9

第六九号

〔宛名、差出人、日付すべて無し。在日外国人公使より日本政府の耶穌宗徒に対する苛虐な処置と新政府の現状を報告している。外国語からの訳文と推察される〕

R 10 | 3 7 1